

速 報

「湖沼水質保全特別措置法」および「岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱」の制定について

最近、特に水質の汚濁が憂慮されている湖沼について、その水質の保全を総合的に進め国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「湖沼水質保全特別措置法」が昭和59年7月20日に制定された。この法律はこれまで環境庁により何度か国会に提出され、廃案・継続審議になっていたもので、今回やっと陽の目を見たものである。7月27日に公布され、今後次のスケジュールで施行される予定である。

- 59年10月 湖沼水質保全基本方針策定
- 60年2月 政令・府令公布
- 60年3月 全面施行

この法律は、水質汚濁防止法などの従来型の規制を中心にしたものと異なり、国の「湖沼水質保全基本方針」に基づいて関係府県がそれぞれの湖沼の対策を総合的に進めるところが大きな特色で、本学にも関係の深い「瀬戸内海環境保全特別措置法」に類似した性格のものである。

法律の骨子は、

- ① 指定湖沼にかかる湖沼水質保全計画の策定
- ② 指定湖沼にかかる特定事業場に対するCODの総量規制の実施とみなし特定施設（小規模事業場）の排出規制

などが中心となっている。

なお、岡山県では児島湖がこの法律の対象となっているので、岡山大学の津島キャンパス（鹿田地区は不明？）が規制を受けることになろう。

これより先、近年の社会経済の進展、人口の都市集中化などに伴い、湖沼等の閉鎖性水域の富栄養化が進行し、赤潮の発生などによる生活環境保全上の障害が生じていることから、昭和59年3月23日「岡山県公共用水域の富栄養化防止推進要綱」（本誌、P・22に解説）が制定公示され、同年4月1日から施行されている。

この要綱では、工場・事業場については「リンの指導基準」を設定するなどにより、窒素・リン等の削減に努力することが義務付けられているが、そのうち「リンの指導基準」については59年9月30日までは適用しないこととしている。この間に、必要な事項を調査検討し規制に備える必要があるだろう。

（環境管理センター 伊 永 隆 史）